

新旧対照表

○千葉県県税条例施行規則

改正後	改正前																												
<p><u>第七条 削除</u></p> <p>(法第一章及び条例第一章の規定に係る書類の様式)</p> <p>第十一条 法第一章及び条例第一章の規定に係る次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="183 592 1066 831"> <thead> <tr> <th colspan="2">書類</th> <th rowspan="2">様式番号</th> </tr> <tr> <th>書類の種類</th> <th>根拠条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一～三十 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>三十一 削除</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三十二～四十一 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(条例第十四条の二第一号ロの施設)</p> <p>第十一条の二 条例第十四条の二第一号ロに規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 学校教育法第一条に規定する大学 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）<u>第三十六条第一項に規定する教室、研究室及び事務室</u>、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十九条に規定する専用の講義室、研究室、実験・実習室及び演習室又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）<u>第二十八条第一項に規定する教室、研究室及び事務室</u>その他これらに類する施設を備えた校舎であって、恒常的に教育の用に供するもの</p> <p>三 学校教育法第一条に規定する高等専門学校 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）<u>第二十四条に規定する教室及び事務室並</u></p>	書類		様式番号	書類の種類	根拠条項	一～三十 略			<u>三十一 削除</u>			三十二～四十一 略			<p><u>(還付請求の手続)</u></p> <p><u>第七条 過誤納に係る徴収金の還付を受けようとする者（当該徴収金の額が三十万円を超える者に限る。）は、当該徴収金の還付の請求書を県税事務所長又は自動車税事務所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(法第一章及び条例第一章の規定に係る書類の様式)</p> <p>第十一条 法第一章及び条例第一章の規定に係る次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 592 2051 831"> <thead> <tr> <th colspan="2">書類</th> <th rowspan="2">様式番号</th> </tr> <tr> <th>書類の種類</th> <th>根拠条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一～三十 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>三十一 過誤納金還付請求書</u></td> <td><u>第七条</u></td> <td><u>別記第三十一号様式</u></td> </tr> <tr> <td>三十二～四十一 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(条例第十四条の二第一号ロの施設)</p> <p>第十一条の二 条例第十四条の二第一号ロに規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 学校教育法第一条に規定する大学 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）<u>第三十六条第一項第一号に掲げる事務室並びに同項第二号に掲げる研究室及び教室</u>、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十九条に規定する専用の講義室、研究室、実験・実習室及び演習室又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）<u>第二十八条第一項第一号に掲げる事務室並びに同項第二号に掲げる教室及び研究室</u>その他これらに類する施設を備えた校舎であって、恒常的に教育の用に供するもの</p> <p>三 学校教育法第一条に規定する高等専門学校 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）<u>第二十三条第一項第一号に掲げる教員室</u></p>	書類		様式番号	書類の種類	根拠条項	一～三十 略			<u>三十一 過誤納金還付請求書</u>	<u>第七条</u>	<u>別記第三十一号様式</u>	三十二～四十一 略		
書類		様式番号																											
書類の種類	根拠条項																												
一～三十 略																													
<u>三十一 削除</u>																													
三十二～四十一 略																													
書類		様式番号																											
書類の種類	根拠条項																												
一～三十 略																													
<u>三十一 過誤納金還付請求書</u>	<u>第七条</u>	<u>別記第三十一号様式</u>																											
三十二～四十一 略																													

びに教員室及び研究室を備えた校舎
四 略

(法人の県民税に係る書類の様式)

第十九条 法人の県民税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類		様式番号
書類の種類	根拠条項	
一 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税額・事業税額・特別法人事業税額の還付請求書	法 <u>第五十三条第五十七項</u> 及び第七十二条の二十四の第十第六項	別記第五十三号様式の二
二 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税額・事業税額・特別法人事業税額の還付請求棄却通知書	法 <u>第五十三条第五十八項</u> 及び第七十二条の二十四の第十第七項	別記第五十三号様式の三
三 法人税・法人事業税・特別法人事業税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書	法 <u>第五十三条第六十二項</u> 及び政令第二十四条の三第六項（政令第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）	別記第五十四号様式
四 法人税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書	法 <u>第五十三条第六十三項</u>	別記第五十五号様式
<u>五 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の申請（取りやめの届出）書</u>	法 <u>第五十三条第六十九項前段</u> 及び第七十六項並びに第七十二条の三十二の二第一項前段及び第八項	別記第五十五号様式の二
<u>六 地方税関係手続用電子</u>	法 <u>第五十三条第七十二項</u> 及	別記第五十五

及び事務室並びに同項第二号に掲げる教室及び研究室を備えた校舎
四 略

(法人の県民税に係る書類の様式)

第十九条 法人の県民税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類		様式番号
書類の種類	根拠条項	
一 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税額・事業税額・特別法人事業税額の還付請求書	法 <u>第五十三条第三十六項</u> 及び第七十二条の二十四の第十第六項	別記第五十三号様式の二
二 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税額・事業税額・特別法人事業税額の還付請求棄却通知書	法 <u>第五十三条第三十七項</u> 及び第七十二条の二十四の第十第七項	別記第五十三号様式の三
三 法人税・法人事業税・特別法人事業税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書	法 <u>第五十三条第四十二項</u> 及び政令第二十四条の三第六項（政令第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）	別記第五十四号様式
四 法人税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書	法 <u>第五十三条第四十三項</u>	別記第五十五号様式
(新設)		
(新設)		

<u>情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認等通知書</u>	<u>第七十五項並びに第七十二條の三十二の二第四項及び第七項</u>	<u>号様式の三</u>
<u>七～十二 略</u>		

(不動産取得税の特例控除適用の申告書の添付書類)

第三十条 略

(不動産の取得の申告書の記載事項)

第三十一条 略

(非課税である不動産の取得の申告書の記載事項)

第三十一条の二 條例第五十七條第三項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 申告者の氏名又は名称及び代表者の氏名
- 二 申告者の住所又は所在地
- 三 申告者が土地を取得した場合にあっては、当該土地の所在地及び地番並びにその用途
- 四 申告者が家屋を取得した場合にあっては、当該家屋の所在地及び家屋番号並びにその用途
- 五 申告者が不動産を取得した年月日及びその事由
- 六 その他参考となるべき事項

(不動産取得税の減額適用の申告書の添付書類)

第三十三条 略

(不動産取得税に係る書類の様式)

第四十条 不動産取得税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類		様式番号
書類の種類	根拠条項	
一 略		
<u>二 不動産取得税申告(申請)書</u>	<u>法第七十三條の二十七第一項(法第七十三條の二十七</u>	<u>別記第八十号様式</u>

<u>五～七 略</u>		

(不動産取得税特例控除適用申告書の添付書類)

第三十条 略

(不動産取得申告書の記載事項)

第三十一条 略

(新設)

(不動産取得税減額適用申告書の添付書類)

第三十三条 略

(不動産取得税に係る書類の様式)

第四十条 不動産取得税について、次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類		様式番号
書類の種類	根拠条項	
一 略		
<u>二 不動産取得税特例控除適用申告書</u>	<u>條例第五十四條第一項</u>	<u>別記第八十号様式</u>

	<u>の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第七十三条の二十七の四第四項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）並びに附則第十二条第一項及び第三項並びに条例第五十四条第一項、第五十七条第一項及び第三項、第五十九条第一項、第三項及び第四項、第六十条第一項及び第三項、第六十一条第二項並びに附則第九条第二項</u>	
三 略		
(削る)		
<u>四</u> 不動産価格決定通知書	法第七十三条の二十一第三項	別記第八十三号様式
(削る)		
(削る)		

三 略		
<u>四</u> 不動産取得申告書	<u>条例第五十七条第一項</u>	<u>別記第八十二号様式</u>
<u>五</u> 不動産価格決定通知書	法第七十三条の二十一第三項	別記第八十三号様式
<u>六</u> 不動産取得税減額適用申告書	<u>条例第五十九条第一項</u>	<u>別記第八十四号様式</u>
<u>七</u> 不動産取得税減額（免除・還付）申請書	<u>条例第五十九条第三項及び第四項、第六十条第四項並びに附則第九条第二項並びに法第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七</u>	<u>別記第八十五号様式</u>

<u>五</u> 略		
(削る)		
(削る)		

	<u>十三條の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項において準用する場合を含む。)</u> 及び <u>第七十三條の二十七の四第四項（法第七十三條の二十七の五第二項及び第七十三條の二十七の七第二項において準用する場合を含む。)</u>	
<u>八</u> 略		
<u>九</u> <u>不動産取得税減免申請書</u>	<u>條例第六十一条第二項</u>	<u>別記第八十七号様式</u>
<u>十</u> <u>不動産取得税徴収猶予（免除）申請書</u>	<u>法附則第十二条第一項及び第三項</u>	<u>別記第八十七号様式の二</u>

(改正後)

その一 (手書用)

(表)

県税過誤納金等還付 (充当) 通知書

第 年 月 日

さきあなた (貴社) が納めた税金は、納め過ぎとなりましたので

◎「差引還付額」欄に記載した金額をお返ししますから、別添又は別途送付する窓口支払通知書 (公金送金通知書又は同案内書) に記載した支払場所から早目に受け取ってください。

◎「充当額」欄に記載したとおり充当しました。

千葉県 県税事務所長 印
自動車税事務所長

課税番号	年度	期 (月)	税 目	還 付 の 事 由					
				年 月 日					
過誤納金等発生額	納付 (納入) 日	税 額	延滞金	加算金	重加算金	計			
	・	円	円	円	円	円			
	・								
	・								
	・								
	計								
正 当 額									
既 還 付 額									
過 誤 納 額 等									
利子割還付金									
還付加算金	基礎となる金額	算定期間	日数	金額	基礎となる金額	算定期間	日数	金額	
	円	・から ・まで		円	円	・から ・まで		円	
還付加算金合計				円	還付額計			円	
未納の徴収金の充当処理									
税目	年度	期別	課税番号	調定事由	税額	延滞金	加算金	重加算金	合計
					円	円	円	円	円
充 当 額 合 計									円
差 引 還 付 額									円

(納 税 者 用)

(改正前)

その一 (手書用)

(表)

県税過誤納金等還付 (充当) 通知書

第 年 月 日

さきあなた (貴社) が納めた税金は、納め過ぎとなりましたので

◎「差引還付額」欄に記載した金額をお返ししますから

○ 別添又は別途送付する窓口支払通知書 (公金送金通知書又は同案内書) に記載した支払場所から早目に受け取ってください。

○ この額が30万円を超える場合には別添の過誤納金還付請求書を至急提出してください。

◎「充当額」欄に記載したとおり充当しました。

千葉県 県税事務所長 印
自動車税事務所長

課税番号	年度	期 (月)	税 目	還 付 の 事 由					
				年 月 日					
過誤納金等発生額	納付 (納入) 日	税 額	延滞金	加算金	重加算金	計			
	・	円	円	円	円	円			
	・								
	・								
	・								
	計								
正 当 額									
既 還 付 額									
過 誤 納 額 等									
利子割還付金									
還付加算金	基礎となる金額	算定期間	日数	金額	基礎となる金額	算定期間	日数	金額	
	円	・から ・まで		円	円	・から ・まで		円	
還付加算金合計				円	還付額計			円	
未納の徴収金の充当処理									
税目	年度	期別	課税番号	調定事由	税額	延滞金	加算金	重加算金	合計
					円	円	円	円	円
充 当 額 合 計									円
差 引 還 付 額									円

(納 税 者 用)

(改正後)

(裏)

注 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(改正前)

(裏)

注 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所又は自動車税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(改正後)

(削除)

(改正前)

		年 月 日		住所又は所在地		(電話)		
千葉県 県税事務所長 自動車税事務所長 様				氏名又は名称 及び代表者氏名				
<p>過 誤 納 金 還 付 請 求 書</p> <p>千葉県県税条例施行規則第7条の規定により、次のとおり請求します。</p>								
区 分	年度	期(月)別	税目	税額	加算 金額	延滞 金額	合計額	納付(納入) 年 月 日
納付(納入)額				円	円	円	円	
納付(納入) す べ き 額								
差引過誤納額								
備 考								

(改正後)

その一 (共通)

受付印 年 月 日 千葉県 県税事務所長 様		住所又は所在地	(電話)		
		氏名又は名称及び代表者氏名			
		個人番号又は法人番号			
更正請求書					
地方税法第20条の9の3第1項(第2項)の規定により、次のとおり更正の請求をします。					
税 目		期 別	年 月分		
区 分	申告		更正	決定	
請求事由の発生した営業所等	所 在 地				
	名 称				
区 分	種 類	更正前		更正後	
		課 税 標準等	税 額 等	課 税 標準等	税 額 等
年 月分			円		円
年 月分					
年 月分					
計					
更正の請求の理由及び当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項					

注

- 「請求事由の発生した営業所等」欄は、県民税利子割又はゴルフ場利用税の場合に記載してください。
 - 「種類」欄は、県民税利子割又は県民税配当割の場合に使用し、前者にあつては利子等の種類を、後者にあつては特定配当等の種類を記載してください。
 - 令和4年12月31日後に納税義務又は特別徴収義務が成立する県税について更正の請求をする場合には、「更正前」の「課税標準等」の欄は、記載する必要はありません。
 - 更正請求の理由を証する書類を添付してください。
- 備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(改正前)

その一 (共通)

受付印 年 月 日 千葉県 県税事務所長 様		住所又は所在地	(電話)				
		氏名又は名称及び代表者氏名					
		個人番号又は法人番号					
更正請求書							
地方税法第20条の9の3第1項(第2項)の規定により、次のとおり更正の請求をします。							
税 目		期 別	年 月分				
区 分	申告		更正	決定			
請求事由の発生した営業所等	所 在 地						
	名 称						
区 分	種 類	更正前①		更正後②		差引額①-②	
		課 税 標準等	税 額 等	課 税 標準等	税 額 等	課 税 標準等	税 額 等
年 月分			円		円		円
年 月分							
年 月分							
計							
更正の請求の理由及び当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項							

注

- 「請求事由の発生した営業所等」欄は、県民税利子割又はゴルフ場利用税の場合に記載してください。
 - 「種類」欄は、県民税利子割又は県民税配当割の場合に使用し、前者にあつては利子等の種類を、後者にあつては特定配当等の種類を記載してください。
 - 更正請求の理由を証する書類を添付してください。
- 備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(改正後)

その二 (自動車税 (環境性能割))

(受付印)		年 月 日	住所又は所在地	(電話)		
千葉県自動車税事務所長 様			氏名又は名称 及び代表者氏名			
自動車税 (環境性能割) 更正請求書 地方税法第20条の9の3第1項 (第2項) の規定により、次のとおり更正の請求 をします。						
登 録 番 号	登 録 年 月 日	当 初 申 告	年 月 日			
	年 月 日	修 正 申 告	年 月 日			
		更 正 ・ 決 定	年 月 日			
購入先又は所有権 留保付販売の場合 の売主・所有者	住 所 又 は 所 在 地	氏名又は名称及び代表者氏名				
区 分	取 得 価 額		課税標準額	税 率	納 付 税 額	
	本 体 価 額	付加物の価額				
更 正 前	円	円	円		円	
更 正 後				100		
更正の請求の理由及び当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項						

注

- 1 令和4年12月31日後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について更正の請求をする場合には、「更正前」の「取得価額」及び「課税標準額」の欄は、記載する必要はありません。
- 2 更正請求の理由を証する書類を添付してください。

(改正前)

その二 (自動車税 (環境性能割))

(受付印)		年 月 日	住所又は所在地	(電話)		
千葉県自動車税事務所長 様			氏名又は名称 及び代表者氏名			
自動車税 (環境性能割) 更正請求書 地方税法第20条の9の3第1項 (第2項) の規定により、次のとおり更正の請求 をします。						
登 録 番 号	登 録 年 月 日	当 初 申 告	年 月 日			
	年 月 日	修 正 申 告	年 月 日			
		更 正 ・ 決 定	年 月 日			
購入先又は所有権 留保付販売の場合 の売主・所有者	住 所 又 は 所 在 地	氏名又は名称及び代表者氏名				
区 分	取 得 価 額		課税標準額	税 率	納 付 税 額	
	本 体 価 額	付加物の価額				
更 正 前	円	円	円		円	
更 正 後				100		
差 引 額						
更正の請求の理由及び当該請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項						

注 更正請求の理由を証する書類を添付してください。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 千葉県 県税事務所長 様	所在地	(電話)		
	法人名及び代表者氏名			
	法人番号			
	代表者住所			
仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税額・事業税額・特別法人事業税額の還付請求書				
地方税法第53条第56項及び第72条の24の10第4項の規定により、次のとおり還付を請求します。				
仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度	年 月 日から 年 月 日まで			
仮装経理に基づく過大申告の更正年月日	年 月 日			
区 分	法人県民税 (法人税割)	法人事業税	特別法人事業税	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 ①	円	円	円	
既に繰越控除された税額 ②				
還付を受けようとする税額 (①-②) ③	ア	イ	ウ	
還付を受けようとする税額の合計 (ア+イ+ウ) ④	円			
地方税法第53条第56項及び第72条の24の10第4項に規定する事実が生じた日	年 月 日			
生じた事実の詳細				
その他参考となるべき事項				
還付を受けようとする金融機関等	銀行支店	預金種別	口座番号	

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 千葉県 県税事務所長 様	所在地	(電話)			
	法人名及び代表者氏名				
	法人番号				
	代表者住所				
仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税額・事業税額・特別法人事業税額の還付請求書					
地方税法第53条第35項及び第72条の24の10第4項の規定により、次のとおり還付を請求します。					
仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度	年 月 日から 年 月 日まで				
仮装経理に基づく過大申告の更正年月日	年 月 日				
区 分	法人県民税 (法人税割)	法人事業税	特別法人事業税		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 ①	円	円	円		
既に繰越控除された税額 ②					
還付を受けようとする税額 (①-②) ③	ア	イ	ウ		
還付を受けようとする税額の合計 (ア+イ+ウ) ④	円				
地方税法第53条第35項及び第72条の24の10第4項に規定する事実が生じた日	年 月 日				
生じた事実の詳細					
その他参考となるべき事項					
還付を受けようとする金融機関等	銀行支店	預金種別	口座番号		

(改正後)

第 号
年 月 日

様

千葉県 県税事務所長 閣

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税

額・事業税額・特別法人事業税額の還付請求棄却通知書

さきに還付の請求のあった下記の税額については、次のとおりその請求を棄却したので、地方税法第53条第58項及び第72条の24の10第7項の規定により通知します。

棄却した還付請求	仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
	区 分	法人県民税 (法人税割)	法人事業税	特別法人事業税
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 ①	円	円	円
	既に繰越控除された税額 ②			
	還付を受けようとする税額(①-②) ③	ア	イ	ウ
	還付を受けようとする税額の合計(ア+イ+ウ) ④	円		
棄却の理由				

注 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(改正前)

第 号
年 月 日

様

千葉県 県税事務所長 閣

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税

額・事業税額・特別法人事業税額の還付請求棄却通知書

さきに還付の請求のあった下記の税額については、次のとおりその請求を棄却したので、地方税法第53条第37項及び第72条の24の10第7項の規定により通知します。

棄却した還付請求	仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
	区 分	法人県民税 (法人税割)	法人事業税	特別法人事業税
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 ①	円	円	円
	既に繰越控除された税額 ②			
	還付を受けようとする税額(①-②) ③	ア	イ	ウ
	還付を受けようとする税額の合計(ア+イ+ウ) ④	円		
棄却の理由				

注 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(改正後)

第 号
年 月 日

(都道府県) 知事 様

千葉県 県税事務所長 閣

法人税・法人事業税・特別法人事業税に係る申告書の
提出期限の延長等に関する通知書

地方税法第53条第62項及び地方税法施行令第24条の3第6項（第24条の4第8項（第24条の4の2・第24条の4の3第3項・第24条の5）において準用する同令第24条の3第6項）の規定により、次のとおり通知します。

法 人 名			
法 人 番 号			
主たる事務所又は事業所の所在地			
貴管内の事務所又は事業所の所在地			
適用事業年度		年 月 日から 年 月 日まで <u>事業年度分</u> から	
法 人 税	申告書の提出期限の延長に関する届出内容	1 延長の処分があった。 2 指定があった。 3 指定に係る月数に変更された。 4 延長の処分が取り消された。 5 指定が取り消された。 6 その適用を受けることをやめた。 7 <u>延長又は指定があったものとみなされた。</u> 8 <u>延長の処分が失効した。</u>	
	延長期間 (指定月数) (変更後の月数)	月間	
	<u>通算親法人</u>	所在地 名称 法人番号	(電話)
事業税・特別法人事業税	申告書の提出期限の延長に関する処分等の内容	1 延長の承認をした。 2 指定をした。 3 指定に係る月数を変更した。 4 延長の処分を取り消した。 5 指定を取り消した。 6 その適用を受けることをやめる旨の届出があった。	
	延長期間(期限) (指定した月数) (変更後の月数)	(年 月 日)	

(改正前)

第 号
年 月 日

(都道府県) 知事 様

千葉県 県税事務所長 閣

法人税・法人事業税・特別法人事業税に係る申告書の
提出期限の延長等に関する通知書

地方税法第53条第42項及び地方税法施行令第24条の3第6項（第24条の4第8項（第24条の4の2・第24条の4の3第3項・第24条の5）において準用する同令第24条の3第6項）の規定により、次のとおり通知します。

法 人 名			
法 人 番 号			
主たる事務所又は事業所の所在地			
貴管内の事務所又は事業所の所在地			
適用事業年度		年 月 日から 年 月 日まで <u>事業年度分</u> から <u>連結事業年度分</u> から	
法 人 税	申告書の提出期限の延長に関する届出内容	1 延長の処分があった。 2 指定があった。 3 指定に係る月数に変更された。 4 延長の処分が取り消された。 5 指定が取り消された。 6 その適用を受けることをやめた。 7 <u>既に延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった。</u>	
	延長期間 (指定月数) (変更後の月数)	月間	
	<u>連結親法人</u>	所在地 名称 法人番号	(電話)
事業税・特別法人事業税	申告書の提出期限の延長に関する処分等の内容	1 延長の承認をした。 2 指定をした。 3 指定に係る月数を変更した。 4 延長の処分を取り消した。 5 指定を取り消した。 6 その適用を受けることをやめる旨の届出があった。	
	延長期間(期限) (指定した月数) (変更後の月数)	(年 月 日)	

(改正後)

第 号
年 月 日

(市町村)長 様

千葉県 県税事務所長 様

法人税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書

地方税法第53条第63項の規定により、次のとおり通知します。

法 人 名		
法 人 番 号		
主たる事務所又は事業所の所在地		
貴管内の事務所又は事業所の所在地		
適用事業年度	年 月 日からの事業年度分から 年 月 日まで	
申告書の提出期限の延長に関する届出等の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 延長の処分があった。 2 指定があった。 3 指定に係る月数が変更された。 4 延長の処分が取り消された。 5 指定が取り消された。 6 その適用を受けることをやめた。 7 <u>延長又は指定があったものとみなされた。</u> 8 <u>延長の処分が失効した。</u> 	
延長期間 (指定月数) (変更後の月数)	月間	
<u>通算親法人</u>	所在地	(電話)
	名称	
	法人番号	

(改正前)

第 号
年 月 日

(市町村)長 様

千葉県 県税事務所長 様

法人税に係る申告書の提出期限の延長等に関する通知書

地方税法第53条第43項の規定により、次のとおり通知します。

法 人 名		
法 人 番 号		
主たる事務所又は事業所の所在地		
貴管内の事務所又は事業所の所在地		
適用事業年度	年 月 日からの事業年度分から 年 月 日まで	
申告書の提出期限の延長に関する届出等の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 延長の処分があった。 2 指定があった。 3 指定に係る月数が変更された。 4 延長の処分が取り消された。 5 指定が取り消された。 6 その適用を受けることをやめた。 7 <u>既に延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった。</u> 	
延長期間 (指定月数) (変更後の月数)	月間	
<u>連結親法人</u>	所在地	(電話)
	名称	
	法人番号	

(改正後)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日	所在地	
	法人名及び 代表者氏名	
	法人番号	
千葉県 県税事務所長 様		
地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の申請（取りやめの届出）書 地方税法第53条第65項及び第72条の32第1項の申告について、地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の適用を受けたい（受けることをやめる）ので、次のとおり申請します（届け出ます）。		
特例の適用を受けたい場合	特例の適用を受けることが必要となった理由	
	特例の指定を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
	電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日	年 月 日
特例の適用を受けることをやめる場合	特例の承認を受けた日 又はその承認があったものとみなされた日	年 月 日
	特例の適用を受けようとする理由	
その他参考となるべき事項		
関与税理士住所・氏名	〒 電話（ ）	

注 特例の適用を受けようとする場合は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類を添付してください。

(改正前)

(新規)

(改正後)

第 号
年 月 日

様

千葉県 県税事務所長 閣

地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の
特例の承認等通知書

さきに申請のあった（承認及び指定をした）地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例については、地方税法第53条第 項 及び第72条の32の2第 項 の規定により、次のとおり承認及び指定をした（申請を却下した・承認を取り消した）ので通知します。

指場 定の 合	指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	指 定 の 理 由	
却場 下の 合	却 下 の 理 由	
取の 消場 し合	取消しに係る指定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	取 消 し の 理 由	

注 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(改正前)

(新規)

(改正後)

その一 (一般用)

(表)

法人県民税・事業税・特別法人事業税更正・決定・加算金決定通知書 (納付告知書)										第 号											
納税者		所在地 法人 代表者氏名		業 務 種 別		事業年度又は 連結事業年度		年 月 日 年 月 日 まで		区 分		申 告 分									
事業税・特別法人事業税										区 分		金 額		区 分		金 額					
所得金額等の更正・決定	法第72条の2第1項第1号の事業	所得金額	1	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	30																
		付加価値額	2	法人税割額	31																
		資本金等の額	3	県民税の特定寄附金税額控除額	32																
	法第72条の2第1項第2号の事業	収入金額	4	税額控除超過額相当額の加算額	33																
		所得金額	5	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	34																
	法第72条の2第1項第3号の事業	付加価値額	6	外国の法人税等の額の控除額	35																
		資本金等の額	7	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	36																
		収入金額	8	納付の確定した当期分の法人税割額	37																
	法第72条の2第1項第4号の事業	付加価値額	9	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	38																
		収入金額	10	差引法人税割額 (31-32+33-34-35-36-37-38)	39																
	事業税額	12	均等割額	40																	
	事業税の特定寄附金税額控除額	13	納付の確定した当期分の均等割額	41																	
	仮装経理に基づく事業税額の控除額	14	差引均等割額 (40-41)	42																	
	納付の確定した当期分の事業税額	15	更正・決定により納付すべき金額 (12-13-14-15-16)	43																	
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額	16																			
	差引事業税額 (12-13-14-15-16)	17																			
	所得割																				
	内 付 加 価 値 割																				
	内 資 本 割																				
	内 取 入 割																				
	基準法人所得割額	18																			
	基準法人収入割額	19																			
	特別法人事業税額	20	欠損金額の更正・決定	欠損金額	25																
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	21	過少申告加算金額	26																	
納付の確定した当期分の特別法人事業税額	22	不申告加算金額	27																		
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	23	重加算金額	28																		
差引特別法人事業税額 (20-21-22-23)	24	更正・決定により納付すべき金額 (17+24+26+27+28)	29																		
地方税法第20条の9の3第4項、第55条第 項及び第72条の 第 項の規定により、上記のとおりしたので通知します。この金額を加算した金額を 年 月 日までに納付してください。														千葉県 県税事務所長 印							

(改正前)

その一 (一般用)

(表)

法人県民税・事業税・特別法人事業税更正・決定・加算金決定通知書 (納付告知書)										第 号											
納税者		所在地 法人 代表者氏名		業 務 種 別		事業年度又は 連結事業年度		年 月 日 年 月 日 まで		区 分		申 告 分									
事業税・特別法人事業税										区 分		金 額		区 分		金 額					
所得金額等の更正・決定	法第72条の2第1項第1号の事業	所得金額	1	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	30																
		付加価値額	2	法人税割額	31																
		資本金等の額	3	県民税の特定寄附金税額控除額	32																
	法第72条の2第1項第2号の事業	収入金額	4	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	33																
		所得金額	5	外国の法人税等の額の控除額	34																
	法第72条の2第1項第3号の事業	付加価値額	6	外国の法人税等の額の控除額	34																
		資本金等の額	7	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	35																
		収入金額	8	納付の確定した当期分の法人税割額	37																
	法第72条の2第1項第4号の事業	付加価値額	9	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	38																
		収入金額	10	差引法人税割額 (31-32+33-34-35-36-37-38)	39																
	事業税額	12	均等割額	40																	
	事業税の特定寄附金税額控除額	13	納付の確定した当期分の均等割額	41																	
	仮装経理に基づく事業税額の控除額	14	差引均等割額 (41-42)	42																	
	納付の確定した当期分の事業税額	15	更正・決定により納付すべき金額 (12-13-14-15-16)	43																	
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額	16																			
	差引事業税額 (12-13-14-15-16)	17																			
	所得割																				
	内 付 加 価 値 割																				
	内 資 本 割																				
	内 取 入 割																				
	基準法人所得割額	18																			
	基準法人収入割額	19																			
	特別法人事業税額	20	欠損金額の更正・決定	欠損金額	25																
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	21	過少申告加算金額	26																	
納付の確定した当期分の特別法人事業税額	22	不申告加算金額	27																		
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	23	重加算金額	28																		
差引特別法人事業税額 (20-21-22-23)	24	更正・決定により納付すべき金額 (17+24+26+27+28)	29																		
地方税法第20条の9の3第4項、第55条第 項及び第72条の 第 項の規定により、上記のとおりしたので通知します。この金額を加算した金額を 年 月 日までに納付してください。														千葉県 県税事務所長 印							

（改正後）

（裏）

注

1 処分に不服がある場合の救済方法

この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 納付の場所

最寄りの千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局（関東各都県及び山梨県に所在するものに限る。）・市町村（一部を除く。）・県税事務所

（改正前）

（裏）

注

1 処分に不服がある場合の救済方法

この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。

この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 納付の場所

最寄りの千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局（関東各都県及び山梨県に所在するものに限る。）・市町村（一部を除く。）・県税事務所

(改正後)

その二 (法人課税信託用)

法人県民税・事業税・特別法人事業税 更正・決定・加算金決定通知書 (納付告知書)										第 号	
納税者	所在地 名称又は氏名 (法人課税信託の名称) 代表者氏名			様		申告分		区		分	
管理番号	事業年度		年月日		区		分		申告分		
事業税・特別法人事業税			金額		課税標準と税額		金額		金額		
所得金額等	所得金額	1	課税標準	税額	1	課税標準	税額	2	課税標準	税額	3
事業税額	2		法人税割額	2		納付の確定した当期分の事業税額	3		納付の確定した当期分の法人税割額	3	
差引事業税額 (2-3)	4		差引法人税割額 (2-3)	4		差引特別法人事業税額 (6-7)	8		更正・決定により納付すべき金額 (4)	5	
基準法人所得割額	5										
特別法人事業税額	6										
納付の確定した当期分の特別法人事業税額	7										
差引特別法人事業税額 (6-7)	8										
欠損金額の更正・決定	欠損金額	9									
過少申告加算金額	10										
不申告加算金額	11										
重加算金額	12										
更正・決定により納付すべき金額 (4+8+10+11+12)	13										
地方税法第20条の9の3第4項、第55条第 項及び第72条の 第 項の規定により、上記のとおり したので通知します。この により納付すべき金額に、法令の規定により計算した延滞金の 金額を加算した金額を 年 月 日までに納付してください。											

注

- 1 処分に不服がある場合の救済方法
 この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。
 この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 納付の場所
 最寄りの千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局(関東各都県及び山梨県に所在するものに限る。)、市町村(一部を除く。)、県税事務所

(改正前)

その二 (法人課税信託用)

法人県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 更正・決定・加算金決定通知書 (納付告知書)										第 号	
納税者	所在地 名称又は氏名 (法人課税信託の名称) 代表者氏名			様		申告分		区		分	
管理番号	事業年度		年月日		区		分		申告分		
事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税			金額		課税標準と税額		金額		金額		
所得金額等	所得金額	1	課税標準	税額	1	課税標準	税額	2	課税標準	税額	3
事業税額	2		法人税割額	2		納付の確定した当期分の事業税額	3		納付の確定した当期分の法人税割額	3	
差引事業税額 (2-3)	4		差引法人税割額 (2-3)	4		既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	4		差引特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (6-7)	8	
基準法人所得割額	5										
特別法人事業税額又は地方法人特別税額	6										
納付の確定した当期分の特別法人事業税額又は地方法人特別税額	7										
差引特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (6-7)	8										
欠損金額の更正・決定	欠損金額	9									
過少申告加算金額	10										
不申告加算金額	11										
重加算金額	12										
更正・決定により納付すべき金額 (4+8+10+11+12)	13										
地方税法第20条の9の3第4項、第55条第 項及び第72条の 第 項の規定により、上記のとおり したので通知します。この により納付すべき金額に、法令の規定により計算した延滞金の 金額を加算した金額を 年 月 日までに納付してください。											

注

- 1 処分に不服がある場合の救済方法
 この処分に不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正・副2通)は、なるべくこの処分を行った県税事務所を経由して提出してください。
 この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として(千葉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 納付の場所
 最寄りの千葉県指定金融機関・千葉県指定代理金融機関・千葉県収納代理金融機関・郵便局(関東各都県及び山梨県に所在するものに限る。)、市町村(一部を除く。)、県税事務所

(改正後)

その二 (通算法人用)

(表)

法人の設立等報告書										管理番号			
受付印										処理日			
年月日		*欄		登録	組	業	法						
千葉県 県税事務所長 様		コード		事由	区	種	人						
		課税標準		非課税	分	割	分						
		区		区	区	分	分						
千葉県県税条例第22条の規定により、次のとおり報告します。													
納税義務者		(ふりがな) 本店等の所在地 〒 (電話)											
納税義務者		(ふりがな) 法人名				(ふりがな) 代表者氏名							
納税義務者		法人番号				代表者氏名							
グループ通算制度の報告		・ <通算親法人> ・ <なくなった> ・ <通算子法人> ・ <でなくなった>											
法人税のグループ通算制度に係る報告事項		報告事由		① グループ通算制度の承認があった。 ② 完全支配関係を有することとなった (加入)。 ③ 通算完全支配関係を有しなくなった (離脱)。 ④ グループ通算制度適用の取りやめの承認があった。 ⑤ 青色申告の承認の取消しがあった。				報告事由の		(承認等の日)			
法人税のグループ通算制度に係る報告事項		最初通算親事業年度		・ ・ から		・ ・ まで							
法人税のグループ通算制度に係る報告事項		通算子法人適用事業年度		・ ・ から		・ ・ まで							
法人税のグループ通算制度に係る報告事項		通算 (変更) 前事業年度		・ ・ から		・ ・ まで							
法人税のグループ通算制度に係る報告事項		通算 (変更) 後事業年度		・ ・ から		・ ・ まで							
法人税のグループ通算制度に係る報告事項		通算延長承認の有無		有・無	県民税	年度から 月間		年度から 月間		年度から 月間		年度から 月間	
法人税のグループ通算制度に係る報告事項		通算前欠損金の有無		有・無	資産時価評価別	株式移転完全別		株式移転完全別		株式移転完全別		株式移転完全別	
法人税のグループ通算制度に係る報告事項		通算親法人		(ふりがな) 本店等の所在地 〒 (電話)		県内に事務所がある場合の県内事務所の所在地 〒 (電話)		(ふりがな) 通算子法人数		法人名		法人番号	
法人税のグループ通算制度に係る報告事項		通算親法人		(ふりがな) 法人名		通算子法人数		法人名		法人番号		社	
法人税のグループ通算制度に係る報告事項		通算親法人		(ふりがな) 法人番号		通算子法人数		法人名		法人番号		社	
関与税理士住所・氏名		〒 (電話)		還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)	

(改正前)

その二 (連結法人用)

(表)

法人の設立等報告書										管理番号			
受付印										処理日			
年月日		*欄		登録	組	業	法						
千葉県 県税事務所長 様		コード		事由	区	種	人						
		課税標準		非課税	分	割	分						
		区		区	区	分	分						
千葉県県税条例第22条の規定により、次のとおり報告します。													
納税義務者		(ふりがな) 本店等の所在地 〒 (電話)											
納税義務者		(ふりがな) 法人名				(ふりがな) 代表者氏名							
納税義務者		法人番号				代表者氏名							
連結の届出		・ <連結親法人> ・ <なくなった> ・ <連結子法人> ・ <でなくなった>											
法人税の連結納税に係る届出事項		届出事由		① 連結納税の承認があった。 ② 連結納税の承認の取消しがあった。 ③ 連結完全支配関係を有することとなった (加入)。 ④ 連結完全支配関係を有しなくなった (離脱)。 ⑤ 連結納税適用の取りやめの承認があった。				届生じた事由の日		(承認等の日)			
法人税の連結納税に係る届出事項		最初連結親事業年度		・ ・ から		・ ・ まで							
法人税の連結納税に係る届出事項		連結子法人適用事業年度		・ ・ から		・ ・ まで							
法人税の連結納税に係る届出事項		連結 (変更) 前事業年度		・ ・ から		・ ・ まで							
法人税の連結納税に係る届出事項		連結 (変更) 後事業年度		・ ・ から		・ ・ まで							
法人税の連結納税に係る届出事項		連結延長承認の有無		有・無	県民税	年度から 月間		年度から 月間		年度から 月間		年度から 月間	
法人税の連結納税に係る届出事項		連結前欠損金の有無		有・無	資産時価評価別	株式移転完全別		株式移転完全別		株式移転完全別		株式移転完全別	
法人税の連結納税に係る届出事項		連結親法人		(ふりがな) 本店等の所在地 〒 (電話)		県内に事務所がある場合の県内事務所の所在地 〒 (電話)		(ふりがな) 連結子法人数		法人名		法人番号	
法人税の連結納税に係る届出事項		連結親法人		(ふりがな) 法人名		連結子法人数		法人名		法人番号		社	
法人税の連結納税に係る届出事項		連結親法人		(ふりがな) 法人番号		連結子法人数		法人名		法人番号		社	
関与税理士住所・氏名		〒 (電話)		還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)	

(改正後)

(裏)

法人の設立等報告書(その2)記載の手引

(報告期限)

- 1 グループ通算制度の適用を受ける(受けない)こととなった場合は、事実が発生した日から10日以内に報告してください。

(報告先)

- 2 納税地(主たる事務所又は事業所がある地)を所管する県税事務所長に報告してください。

(添付書類)

- 3 この報告書の提出の際には、次の書類を添付してください。

(1) 適用又は加入の場合

ア 通算親法人は「グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉)」及び「同(次葉)」の写し(国税受付印のあるもの)

イ 通算子法人は「グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉)」及び「同(次葉)」の写し(国税受付印のあるもの)又は「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉)」及び「同(次葉)」の写し(国税受付印のあるもの)

(2) 離脱(通算子法人)の場合

「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の写し(国税受付印のあるもの)

(3) 取りやめの承認又は青色申告の承認の取消しがあった場合

取りやめの承認通知書又は青色申告の承認の取消通知書の写し

(留意事項)

- 4 法人名及び代表者名には必ずふりがなを記載してください。

(改正前)

(裏)

法人の設立等報告書(その2)記載の手引

(報告期限)

- 1 連結納税をする(しない)こととなった場合は、事実が発生した日から10日以内に報告してください。

(報告先)

- 2 納税地(主たる事務所又は事業所がある地)を所管する県税事務所長に報告してください。

(添付書類)

- 3 この報告書の提出の際には、次の書類を添付してください。

(1) 適用(連結親法人)又は加入(連結子法人)の場合

ア 連結親法人は「連結納税の承認の申請書(初葉)」及び「同(次葉)」の写し(国税受付印のあるもの)

イ 連結子法人は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の写し(国税受付印のあるもの)又は「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(初葉)」及び「同(次葉)」の写し(国税受付印のあるもの)

(2) 離脱(連結子法人)の場合

「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の写し(国税受付印のあるもの)

(3) 取消し又は取りやめの承認を受けた場合

取消通知書又は取りやめの承認通知書の写し

(留意事項)

- 4 法人名及び代表者名には必ずふりがなを記載してください。

(改正後)

第 号
年 月 日

(都道府県) 知事 様

千葉県 県税事務所長 閣

法人事業税・特別法人事業税に係る申告書の提出期限の
延長等に関する通知書

地方税法施行令第24条の3第6項（第24条の4第8項（第24条の4の2・第24条の4の3第3項・第24条の5）において準用する同令第24条の3第6項）の規定により通知します。

法人名	
法人番号	
主たる事務所又は事業所の所在地	
貴管内の事務所又は事業所の所在地	
適用事業年度	年 月 日から 年 月 日までの <u>事業年度分</u> から
申告書の提出期限の延長に関する処分等の内容	1 延長の承認をした。 2 指定をした。 3 指定に係る月数を変更した。 4 延長の処分を取り消した。 5 指定を取り消した。 6 その適用を受けることをやめる旨の届出があった。
延長期間（期限） （指定した月数） （変更後の月数）	月間（ 年 月 日）
<u>通算親法人</u>	所在地 (電話)
	法人名
	法人番号
備考	

(改正前)

第 号
年 月 日

(都道府県) 知事 様

千葉県 県税事務所長 閣

法人事業税・特別法人事業税に係る申告書の提出期限の
延長等に関する通知書

地方税法施行令第24条の3第6項（第24条の4第8項（第24条の4の2・第24条の4の3第3項・第24条の5）において準用する同令第24条の3第6項）の規定により通知します。

法人名	
法人番号	
主たる事務所又は事業所の所在地	
貴管内の事務所又は事業所の所在地	
適用事業年度	年 月 日からの <u>事業年度分</u> から 年 月 日までの <u>連結事業年度分</u> から
申告書の提出期限の延長に関する処分等の内容	1 延長の承認をした。 2 指定をした。 3 指定に係る月数を変更した。 4 延長の処分を取り消した。 5 指定を取り消した。 6 その適用を受けることをやめる旨の届出があった。
延長期間（期限） （指定した月数） （変更後の月数）	月間（ 年 月 日）
<u>連結親法人</u>	所在地 (電話)
	法人名
	法人番号
備考	

(改正後)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>		年 月 日		(ふりがな)		住所又は所在地		(電話)		
		千葉県知事様 県税事務所長様		(ふりがな)		氏名又は名称 及び代表者氏名				
不動産取得税申告(申請)書 次のとおり申告(申請)します。										
申告(申請)事由 <input type="checkbox"/> 取得(非課税) <input type="checkbox"/> 特例控除 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 還付 <input type="checkbox"/> 徴収猶予 <input type="checkbox"/> 減免 <input type="checkbox"/> その他()										
年度・課税区分		年度 月 時 分			課税番号 第 号					
土地	所在及び地番		登記年月日		年 月 日					
	登記受付番号		地 積		㎡					
	地 目		取得原因		取得年月日		年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 原野 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 田・畑 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 競売 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> その他()							
家屋	摘 要									
	所 在 地									
	家 屋 番 号									
	登記受付番号		登記年月日		年 月 日					
	種 類		<input type="checkbox"/> 住宅(自己居住 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 非住宅							
	構 造		延床面積(住宅部分)		(㎡)					
	取得原因		新築年月日		取得年月日		年 月 日			
	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 新築未使用 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 既存(中古) <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 競売 <input type="checkbox"/> その他()		入居年月日		年 月 日					
	建築等予定		着工予定年月日		延床面積(住宅部分)		(㎡)			
	前家屋		建築年月日		延床面積(住宅部分)		(㎡)			
摘 要										
還付を受けようとする金融機関等備考		銀行 預金種別		口座番号		支店 口座名義(カナ)				
※県処理欄	区 分		土 地		家 屋		税 額			
	課税標準額		税 額		課税標準額		税 額			
	当初課税額		円		円		円			
	控除額		円		円		円			
	減額(減免・免除)額		円		円		円			
	猶予額		円		円		円			
	差引納付額		円		円		円			
	既に納付した額		円		円		円			
	還付額		円		円		円			
	備考									
		確認者		検算者						

(改正前)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>		年 月 日		(ふりがな)		住所又は所在地		(電話)	
		千葉県 県税事務所長 様		(ふりがな)		氏名又は名称 及び代表者氏名			
不動産取得税特例控除適用申告書 千葉県県税条例第54条第1項の規定により、次のとおり申告します。									
年 度		課 税 区 分			課 税 番 号				
年度		月 時 分			第 号				
家 屋	建 築	家屋所在地		摘 要					
		家屋番号		家屋構造					
		家屋種類		持 分					
		家屋延床面積		住 宅 部 分					
		取得原因		取得年月日					
	増 築	登記年月日		登記番号					
		建築年月日		入居年月日					
		前家屋建築年月日		前家屋延床面積		(うち住宅部分)			
		備考							
		備考							
既 存	家屋所在地		摘 要						
	家屋番号		家屋構造						
	家屋種類		持 分						
	家屋延床面積		住 宅 部 分						
	取得原因		取得年月日						
	登記年月日		登記番号						
	新築年月日		入居年月日						
備考									
備考									
区 分		課 税 標 準 額		税 額		還付を受けようとする金融機関等			
当初課税額		円		円		銀行支店			
控除される額		円		円		預金種別			
差引納付額		円		円		口座番号			
既に納付した額		円		円					
還付される額		円		円					
		確認者職名		氏名		㊟			

(改正後)

(裏)

不動産取得税申告(申請)書 記載の手引

- 1 「住所又は所在地」欄及び「氏名又は名称及び代表者氏名」欄
 (1) 個人の方は、申告(申請)時点の住所を記載してください。
 (2) 電話番号は、日中連絡が取れる番号を記載してください。
 (3) 共同取得の場合は、取得者全員について記載してください。
- 2 「年度・課税区分」欄及び「課税番号」欄
 県税事務所から納税通知書が送付された方は、納税通知書に記載された「課税年度」、「期(月)別」及び「課税番号」を記載してください。納税通知書が到達する前に申告する場合は、記載する必要はありません。

3 「申告(申請)事由」欄

申告(申請)の事由について、次に掲げる規定等に応じて、該当する事由の□にレ印を付けてください。

特例控除	千葉県県税条例第54条第1項	住宅の取得に係る課税標準額の控除
取得	千葉県県税条例第57条第1項	不動産の取得
	千葉県県税条例第57条第2項等	不動産取得税が課されない不動産の取得
減額	千葉県県税条例第59条第1項等	住宅用土地の取得に係る減額
	千葉県県税条例第59条第4項	耐震基準不適合既存住宅又は被収用不動産等の代替不動産の取得に係る減額
	千葉県県税条例附則第9条第2項	改修工事対象住宅等の取得に係る減額
徴収猶予	地方税法附則第12条第1項	贈与による農地等の取得に係る徴収猶予
	千葉県県税条例第60条第1項第1号	住宅用土地の取得に係る徴収猶予
	千葉県県税条例第60条第1項第2号	耐震基準不適合既存住宅の取得に係る徴収猶予
	千葉県県税条例第60条第1項第3号	被収用不動産等の代替不動産の取得に係る徴収猶予
	千葉県県税条例第60条第1項第4号	譲渡担保財産の取得に係る徴収猶予
	千葉県県税条例第60条第1項第5号	再開発会社の取得に係る徴収猶予
	千葉県県税条例第60条第1項第6号	農地中間管理機構の農地の取得に係る徴収猶予
	千葉県県税条例第60条第1項第7号	土地改良区の換地の取得に係る徴収猶予
	千葉県県税条例附則第9条第1項	改修工事対象住宅等の取得に係る徴収猶予
免除	地方税法附則第12条第3項	贈与による農地等の取得に係る納税義務の免除
	千葉県県税条例第60条第3項	徴収猶予がなされた不動産の取得に係る納税義務の免除
減免	千葉県県税条例第61条第2項	千葉県県税条例第61条第1項各号に該当する不動産の取得に係る減免
還付	地方税法第73条の27第1項等	減額又は免除に伴う徴収金の還付

4 「土地」欄及び「家屋」欄

- (1) 登記事項証明書等に記載されている内容を記載してください。
 (2) 「完成予定年月日」欄は、住宅用土地の取得等に係る徴収猶予を受けようとする場合には、必ず記載してください。
 (3) 「摘要」欄は、共同取得の場合には、共有者名及び取得持分を記載してください。

5 「還付を受けようとする金融機関等」欄

申請者の口座を記載してください。共同取得の場合は、申請者のうちいずれか1名の口座を記載してください。

6 「備考」欄

申告(申請)の理由その他参考となる事項を記載してください。

7 その他

- (1) 次に掲げる規定に係る申告(申請)を行う場合は、付表を添付して提出してください。

減額	千葉県県税条例第59条第4項	被収用不動産等の代替不動産の取得に係る減額
徴収猶予	地方税法附則第12条第1項	贈与による農地等の取得に係る徴収猶予
免除	地方税法附則第12条第3項	贈与による農地等の取得に係る納税義務の免除

- (2) 各欄に記載しきれない場合は、該当する欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙にその内容を記載してください。

(改正前)

付表

1 被収用不動産等の代替不動産の取得に係る減額（千葉県県税条例第59条第4項）

被 収 用 不 動 産 等	土 地	所 在 及 び 地 番	
		地 目	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 原野 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 田・畑 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		地 積	m ²
		用 途	
	家 屋	所 在 地	
		家 屋 番 号	
		構 造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨 <input type="checkbox"/> その他（ ）
		種 類	<input type="checkbox"/> 住宅（ <input type="checkbox"/> 自己居住 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 非住宅
		延 床 面 積	m ²
		用 途	
その他参考となるべき事項			

2 贈与による農地等の取得に係る徴収猶予（納税義務の免除）（地方税法附則第12条第1項又は第3項）

納税義務免除申請者の個人番号	
贈与者又は受贈者の住所	
贈与者又は受贈者の氏名	
贈与者又は受贈者との続柄	
贈与者又は受贈者の死亡年月日	年 月 日
その他参考となるべき事項	

(改正後)

(改正前)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: inline-block; margin-right: 5px;">受付印</div> 年 月 日		(ふりがな) 住所又は所在地		(電話)	
		(ふりがな) 氏名又は名称 及び代表者氏名			
不動産取得申告書 千葉県県税条例第57条第1項の規定により、次のとおり申告します。					
年 度		課 税 区 分		課 税 番 号	
年度		月随時分		第 号	
土 地	所 在 地		地 目		摘 要
	地 番 号		申 告 者 持 分		
	取 得 原 因		取 得 年 月 日		
	登 記 年 月 日		登 記 番 号		
	契 約 相 手 方		(電話)		
	住 所 氏 名		契 約 金 額		
	契 約 金 額		固 定 資 産 評 価 額		
共有者住所氏名		共有者住所氏名		摘 要	
共有者住所氏名		共有者住所氏名			
契 約 相 手 方		(電話)			
住 所 氏 名		契 約 金 額			
契 約 金 額		固 定 資 産 評 価 額			
共有者住所氏名		共有者住所氏名			
共有者住所氏名		共有者住所氏名			
家 屋	建 家 屋 所 在 地		家 屋 構 造		摘 要
	建 家 屋 番 号		申 告 者 持 分		
	建 家 屋 種 類		住 宅 部 分		
	建 家 屋 延 床 面 積		取 得 年 月 日		
	建 取 得 原 因		登 記 年 月 日		
	建 登 記 年 月 日		登 記 番 号		
	建 建 築 年 月 日		入 居 年 月 日		
	増 前 年 家 屋 建 築 日		前 延 家 屋 延 床 面 積		
	増 契 約 相 手 方		(うち住宅部分)		
	増 住 所 氏 名		(電話)		
契 約 金 額		契 約 金 額			
共有者住所氏名		共有者住所氏名		摘 要	
共有者住所氏名		共有者住所氏名			
契 約 相 手 方		(電話)			
住 所 氏 名		契 約 金 額			
契 約 金 額		固 定 資 産 評 価 額			
共有者住所氏名		共有者住所氏名			
共有者住所氏名		共有者住所氏名			
既 存	家 屋 所 在 地		家 屋 構 造		摘 要
	家 屋 番 号		申 告 者 持 分		
家 屋 種 類		住 宅 部 分		摘 要	
家 屋 延 床 面 積		取 得 年 月 日			
取 得 原 因		登 記 年 月 日			
登 記 年 月 日		登 記 番 号			
新 築 年 月 日		入 居 年 月 日			
契 約 相 手 方		(電話)			
住 所 氏 名		契 約 金 額			
契 約 金 額		固 定 資 産 評 価 額			
共有者住所氏名		共有者住所氏名		摘 要	
共有者住所氏名		共有者住所氏名			
予 定	着 工 予 定 日		取 得 予 定 日		摘 要
	取 得 予 定 日		住 宅 部 分		
特等 例の 控 適 除 用				非減除 課免 税・ 免等	
				確認者職氏名	

(削除)

(改正後)

(改正前)

(削除)

受付印 年 月 日 千葉県 県税事務所長 様		(ふりがな) 住所又は所在地		(電話)		
		(ふりがな) 氏名又は名称 及び代表者氏名				
不動産取得税減額適用申告書 千葉県県税条例第59条第1項の規定により、次のとおり申告します。						
年 度		課 税 区 分		課 税 番 号		
年度		月随時分		第 号		
土 地	所 在 地		地 目		摘 要	
	地 番 積		持 分			
	取 得 原 因		取 得 年 月 日			
	登 記 年 月 日		登 記 番 号			
	備 考					
家 屋	建 築	家屋所在地		家屋構造		摘 要
		家屋番号		持 分		
		家屋種類		住 宅 部 分		
		家屋延床面積		取 得 年 月 日		
		取 得 原 因		登 記 番 号		
		登 記 年 月 日		入 居 年 月 日		
	増 築	前家屋建築年月日		前 家 屋 (うち住宅 延 床 面 積 部分)		摘 要
		備 考				
		家屋所在地		家屋構造		
		家屋番号		持 分		
既 存	家屋種類		住 宅 部 分		摘 要	
	家屋延床面積		取 得 年 月 日			
	取 得 原 因		登 記 番 号			
	登 記 年 月 日		入 居 年 月 日			
	新 築 年 月 日					
	備 考					
予 定	着 工 予 定 日		取 得 予 定 日		摘 要	
	取 得 予 定 面 積		住 宅 部 分			
区 分		課 税 標 準 額		税 額		
当 初 課 税 額		円		円		
控 除 さ れ る 額						
減 額 さ れ る 額		附 則				
		本 則				
差 引 納 付 額						
既 に 納 付 し た 額						
還 付 さ れ る 額						
				銀行支店 預金種別 口座番号		
				確認者職氏名		
				㊟		

(改正後)

(削除)

(改正前)

その一 (住宅・減額又は還付)

受付印 千葉県 県税事務所長 様		年 月 日		住所又は所在地		(電話)	
				(ふりがな) 氏名又は名称 及び代表者氏名			
年 度	年度	不動産取得税減額 (還付) 申請書					
課 税 区 分	月随時分	不動産取得税の減額 (還付) を受けたいので、次の					
課 税 番 号	第 号	とおりに申請します。					
土 地	所 在					地 番	
	取 得 年 月 日	年 月 日	地 目		地 積	m ²	
新 築 又 は 取 得 し た 家 屋	建 築 年 月 日	年 月 日			取 得 年 月 日	年 月 日	
	登 記 年 月 日	保存登記 移転登記 登記受付番号第	年 月 日	未登記	家 番 号		
	種 類	<input type="checkbox"/> 一戸建専用住宅 <input type="checkbox"/> 一戸建併用住宅 <input type="checkbox"/> 共 同 住 宅	構 造	造 階 建	床面積	m ²	居住部分 床面積
区 分		課 税 標 準 額		税 額		摘 要	
当 初 課 税 額		円		円			
減 額 を 受 け よ う と す る 額							
差 引 納 付 額							
既 に 納 付 し た 税 額							
還 付 を 受 け よ う と す る 金 額							
還 付 を 受 け よ う と す る 金 融 機 関 等		銀行 支店		預金種別		口座番号	
		口座名義 (カナ)					
						確認者職氏名	㊟

注

- 1 共同取得の場合は、取得者全員が氏名又は名称及び代表者氏名を記載してください。
- 2 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、申請者本人（共同取得の場合は、申請者のうちいずれか1名）の口座を記入してください。

(改正後)

(改正前)

その二 (収用・減額又は還付)

受付印 年 月 日 千葉県 県税事務所長 様		住所又は所在地		(電話)			
		(ふりがな)					
課税番号		第 号		不動産取得税減額 (還付) 申請書 不動産取得税の減額 (還付) を受けたので、次の 課税区分 月随時分 とおり申請します。			
課税区分		月随時分					
代 替 不 動 産			被 収 用 不 動 産 等				
土 地	所 在			所 在			
	地 目	地 積		地 目	地 積		
	用 途			用 途			
家 屋	所 在			所 在			
	家 屋 番 号	種 類		家 屋 番 号	種 類		
	構 造	床面積		構 造	床面積		
用途				用途			
被収用不動産等の収用、譲渡又は移転補償を受けた年月日		年 月 日		代替不動産の取得年月日	年 月 日		
				被収用不動産等の固定資産課税台帳価格	円		
区 分		課 税 標 準 額		税 額		摘 要	
当 初 課 税 額		円		円			
減 額 を 受 け よ う と す る 額							
差 引 納 付 額							
既 に 納 付 し た 税 額							
還 付 を 受 け よ う と す る 金 額							
還 付 を 受 け よ う と す る 金 融 機 関 等		銀行 支店		預金種別		口座番号	
				確認者職氏名		㊟	

(削除)

(改正後)

(改正前)

その三 (その他・免除又は還付)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">受付印</div>		年 月 日		住所又は所在地		(電話)	
		千葉県 県税事務所長 様		(ふりがな) 氏名又は名称 及び代表者氏名		-----	
年 度	年度	不動産取得税免除 (還付) 申請書					
課 税 区 分	月随時分	不動産取得税の免除 (還付) を受けたいので、次の					
課 税 番 号	第 号	とおりに申請します。					
土 地	所 在					地 番	
	地 目		地 積		取得年月日	年 月 日	
家 屋	所 在				家 屋 番 号	種 類	
	構 造		床面積		取得年月日	年 月 日	
免除又は還付を受けようとする事由その他参考となるべき事項							
区 分		課 税 標 準 額		税 額		摘 要	
当 初 課 税 額		円		円			
免 除 を 受 け ようとする額							
差 引 納 付 額							
既に納付した税額							
還付を受けようとする金額							
還付を受けようとする金融機関等		銀行支店	預金種別		口座番号		
		確認者職氏名		㊟			

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(削除)

(改正後)

(改正前)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">受付印</div>		年 月 日	住所又は所在地	
千葉県知事様 県税事務所長		氏名又は名称及び代表者氏名		
年 度	年度	不動産取得税減免申請書 千葉県県税条例第61条第2項の規定により、次のとおり不動産取得税の減免を申請します。		
課 税 区 分	月随時分			
課 税 番 号	第 号			
土 地	所 在			地 番
	地 目	地 積	取得年月日	年 月 日
家 屋	所 在	家 屋 番 号	種 類	
	構 造	床面積	取得年月日	年 月 日
区 分		課 税 標 準 額	税 額	摘 要
当 初 課 税 額		円	円	
減免を受けようとする額				
差 引 納 付 額				
減免を受けようとする理由				

(削除)

(改正後)

(削除)

(改正前)

千葉県 県税事務所長 様 年 月 日 (受付印)		住 所		(電話)	
		(ふりがな)			
		氏 名			
		個 人 番 号			
年 度	年度	不動産取得税徴収猶予 (免除) 申請書 地方税法附則第12条第 項の規定により不動産取得税の徴収猶予 (免除) を受けたいので、次のとおり申請します。			
課税区分	月随時分				
課税番号	第 号				
土 地	所在				地 番
	地目	地 積	m ²	取得年月日	年 月 日
	登記原因	登記年月日	年 月 日	登記番号	
	贈与者又は受贈者の氏名			贈与者又は受贈者の続柄	
	贈与者又は受贈者の住所			贈与者又は受贈者の死亡年月日	年 月 日
その他参考となるべき事項					
区 分		課 税 標 準 額	税 額	摘 要	
当 初 課 税 額		円	円		
徴収猶予 (免除) を受けようとする額					
差 引 納 付 額					
既に納付した税額					
			確 認 者 職 氏 名	㊟	

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。